

平成31年度  
大阪地方裁判所

事務分配  
裁判官の配置  
開廷日割  
代理順序

平成31年4月11日現在

第1編	総 則	1 頁
第2編	本 庁 民 事 部	4 頁
第3編	本 庁 刑 事 部	28 頁
第4編	支 部	43 頁
第5編	管内簡易裁判所	52 頁
第6編	司法行政事務の代理順序	75 頁

## 目 次

第1編	総 則	1 頁
第2編	本 庁 民 事 部	4 頁
第1章	通 則	4 頁
第2章	裁判事務の分配	10 頁
第3章	裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	17 頁
	別表1	20 頁
	別表2	27 頁
第3編	本 庁 刑 事 部	28 頁
第1章	通 則	28 頁
第2章	裁判事務の分配	29 頁
第3章	裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	36 頁
	別表3	38 頁
	別表4	42 頁
第4編	支 部	43 頁
第1章	堺支部	43 頁
第2章	岸和田支部	47 頁
第5編	管内簡易裁判所	52 頁
第1章	大阪簡易裁判所	52 頁
	別表5	59 頁
第2章	堺簡易裁判所	63 頁
第3章	岸和田簡易裁判所	65 頁
第4章	その他の簡易裁判所	67 頁
	別表6	74 頁
第6編	司法行政事務の代理順序	75 頁

## 第 1 編 総 則

### (この規程の趣旨)

第1条 平成31年度の大坂地方裁判所、その支部及び管内簡易裁判所の裁判事務分配、裁判官の配置、開廷日割、裁判事務及び司法行政事務の代理順序は、他の規則又は規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

### (裁判官の所属)

第2条 本庁勤務の裁判官を民事部及び刑事部に分ける。

- 2 本庁勤務の民事部裁判官を26か部に所属させる。
- 3 本庁勤務の刑事部裁判官を15か部に所属させる。
- 4 堺支部勤務の裁判官を同支部の第1民事部、第2民事部、第1刑事部又は第2刑事部に所属させるほか、部に属しない裁判官を置く。
- 5 大阪簡易裁判所勤務の裁判官を同裁判所の第1から第3までの民事室又は刑事室に所属させる。
- 6 岸和田支部勤務の裁判官及び大阪簡易裁判所以外の各簡易裁判所勤務の裁判官については、民事及び刑事の部又は室の区分をしない。

### (本庁と支部及び支部相互間における裁判事務の分配)

第3条 堺支部及び岸和田支部の事件についての裁判所法第26条第2項第1号の決定は、堺支部が行う。

- 2 堺支部及び岸和田支部における地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟及びこれを本案とする民事保全事件に関する事務は、本庁民事部において取り扱う。
- 3 堺支部及び岸和田支部における労働審判法が定める労働審判事件に関する事務は、本庁民事部において取り扱う。
- 4 堺支部及び岸和田支部における消費者の財産的被害の集団的な回復のための民

事の裁判手続の特例に関する法律が定める事件に関する事務は、本庁民事部において取り扱う。

- 5 預金保険法第87条に規定する裁判所の許可（代替許可）申立事件は、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地が堺支部又は岸和田支部の管轄に属する場合であっても、本庁民事部が処理する。
- 6 各支部及びその管内の簡易裁判所勤務の裁判官に対する民事事件に関する除斥又は忌避の事件、各支部及びその管内の簡易裁判所の専門委員に対する除斥又は忌避の事件並びに各支部及びその管内の簡易裁判所の裁判官に対する刑事事件に関する除斥又は忌避若しくは回避の事件は堺支部が、これ以外の各簡易裁判所勤務の裁判官に対する民事事件に関する除斥又は忌避の事件及び同各簡易裁判所の専門委員に対する除斥又は忌避の事件は本庁民事部が、同各簡易裁判所の裁判官に対する刑事事件に関する除斥又は忌避若しくは回避の事件は本庁刑事部が、それぞれ処理する。
- 7 各支部の民事事件に関する控訴提起事件に付隨する執行停止事件で、当該訴訟記録が本庁に存する間に申し立てられたものは、本庁民事部（第1民事部）において処理する。
- 8 各支部及びその管内の簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件は、堺支部が処理する。
- 9 檢察審査会がした起訴議決に基づく指定弁護士の指定又はその取消しに関する事務（受訴裁判所の権限に属するものを除く。）は、本庁で処理する。
- 10 本庁と支部又は支部相互間における関連事件の処理については、関係各部又は裁判官が協議の上、これを一つの部又は1人の裁判官に集めて処理することができる。
- 11 本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないときは、裁判部事務等検討委員会は、申出により、これを支部に移すことができる。
- 12 裁判部事務等検討委員会は、申出により、支部に係属する事件のうち、当該

支部で処理することが相当でない事件を本庁に移すことができる。

1 3 支部裁判事務調整委員会は、申出により、支部に係属する事件のうち、当該支部で処理することが相当でない事件を他の支部に移すことができる。

## 第 2 編 本 庁 民 事 部

### 第 1 章 通 則

#### (部の設置)

第 4 条 本庁民事部に第 1 から第 26 までの各部を置く。

#### (定義)

第 5 条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成 13 年最高裁判所規程第 1 号）と同一の意義による。

##### (1) 労働事件

ア 労働契約、就業規則、労働協約及び労働組合規約上の権利義務に関する紛争、労働基準及び労働者災害補償に関する紛争その他労働者の団結権、団体交渉権及び団体行動権に関連した紛争に関する行政訴訟事件及び通常訴訟事件

イ 公務員のアに掲げる同種の紛争を内容とする行政訴訟事件及び通常訴訟事件

ウ ア又はイに掲げる事件に関する訴訟事件を本案とする民事保全事件（保全異議、保全取消しの申立て及び起訴命令の申立てを含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

エ ア又はイに掲げる事件に関する行政事件訴訟法に規定する執行停止事件

オ ウに関する民事保全法第 48 条第 1 項等の船舶国籍証書（航空機登録証明書等、自動車、既登録建設機械等を含む。）の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行及び民事保全法第 52 条第 2 項の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行（代替執行及び間接強制）

##### (2) 租税事件 租税に関する行政訴訟事件及び通常訴訟事件

(3) 一般行政事件

- ア 前2号及び第10号に定めるものを除いた行政訴訟事件
- イ 行政事件訴訟法第45条第1項に規定する処分の効力等を争点とする訴訟事件、行政事件訴訟法第13条第1号（第38条第1項において準用する場合を含む。）に規定する処分又は裁決に関連する原状回復又は損害賠償の請求の事件（関連する取消訴訟が係属していない場合を含む。）
- ウ 地方自治法第242条の3第2項の規定に基づき損害賠償又は不当利得返還を求める通常訴訟事件
- エ 行政非訟事件
- オ アからウまでに掲げる事件に関する訴訟事件を本案とする民事保全事件（保全異議及び保全取消しの申立て並びに起訴命令の申立てを含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件
- カ ア又はイに掲げる事件に関する行政事件訴訟法に規定する執行停止事件

(4) 人身保護事件 人身保護法に定める一切の事件

(5) 保護命令事件 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件

(6) 交通事件

- ア 交通事故による損害賠償請求等の通常訴訟事件
- イ 自動車保険に関する交通事故による保険金請求等の通常訴訟事件

(7) 手形事件等

- ア 手形訴訟、小切手訴訟及び手形又は小切手に関する通常訴訟事件（他の種類の請求を併合したものと除く。）
- イ 電子記録債権の履行請求の通常訴訟事件（他の種類の請求を併合したものと除く。）

(8) 倒産事件 破産事件、会社更生事件、再生事件、特別清算事件（特別清算開

始申立後同申立事件係属中に申し立てられた会社法第500条2項及び第501条1項の手続を含む。) 及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく事件

(9) 会社事件等

ア 会社法(第1編を除く。)に定める通常訴訟事件(会社法第350条による訴訟事件及び同法第429条による訴訟事件のうち株主以外の者が提起するものを除く。)

イ 前記アに掲げるもののほか、次に掲げる事項に関する事件で一方当事者が会社であるもの

(ア) 株主権又は持分

(イ) 役員の地位及び報酬

(ウ) 各種決議その他会社法上の行為の効力又は存否

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に定める通常訴訟事件(同法第78条による訴訟事件、同法第117条による訴訟事件のうち社員以外の者が提起するもの及び同条を準用する同法第198条による訴訟事件を除く。)

エ 前記ウに掲げるもののほか、次に掲げる事項に関する事件で一方当事者が一般社団法人又は一般財団法人であるもの(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第2条、第24条、第40条及び第41条の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものとされる旧有限責任中間法人、旧無限責任中間法人又は特例民法法人に関し、なお従前の例によることとされる事項を除く。)

(ア) 一般社団法人の社員たる地位

(イ) 役員の地位及び報酬

- (ウ) 各種決議その他一般法人法上の行為の効力又は存否
- オ 宗教法人、学校法人その他の法人の理事者、会員等の地位に関する事件及び定款変更等の組織に関する事件
- カ 会社法第847条を準用する社員等代表訴訟及び金融商品取引法第164条第2項に基づく株主代表訴訟の通常訴訟事件
- キ 銀行、長期信用銀行、信用協同組合、信用金庫又は労働金庫（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第2条第3項が規定する金融機関）が、発起人、取締役、監査役、理事、監事、清算人又は会計監査人の責任に基づく損害賠償を請求する事件
- ク 独占禁止法第24条に基づく差止請求の通常訴訟事件
- ケ 消費者契約法第12条、不当景品類及び不当表示防止法第11条の2及び特定商取引に関する法律第5章の2に基づく差止請求の通常訴訟事件
- コ 金融商品取引法第105条の10に基づく差止請求の通常訴訟事件
- サ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第70条に関する事件
- シ アからサまでに掲げる事件に関する通常訴訟事件を本案とする民事保全事件（保全異議及び保全取消しの申立て並びに起訴命令の申立てを含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件
- ス シに関する民事保全法第48条1項等の船舶国籍証書（航空機登録証明書等、自動車、既登録建設機械を含む。）の取り上げを命ずる方法による仮差押えの執行及び民事保全法第52条第2項の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行（代替執行及び間接執行）
- セ 民事非訟事件及び商事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）

(10) 知的財産事件

- ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作者の権利、出版権、著作隣接権、回路配置利用権、種苗法上の育成者権、不正競争防止法、商法第12条及び会社法第8条、パブリシティの権利に関する通常訴訟事件並びに行政訴

## 訟事件

- イ アに掲げる事件に関する通常訴訟事件を本案とする民事保全事件（保全異議及び保全取消しの申立て並びに起訴命令の申立てを含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件
- ウ イに関する民事保全法第48条第1項等の船舶国籍証書（航空機登録証明書等、自動車、既登録建設機械等を含む。）の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行及び民事保全法第52条第2項の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行（代替執行及び間接強制）
- エ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に関する仮登録仮処分申請事件
- オ アに掲げる事件に関する行政事件訴訟法に規定する執行停止事件

### (11) 共通義務確認事件

- ア 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第3条に基づく通常訴訟事件
- イ アに掲げる事件に関する訴訟事件を本案とする民事保全事件（保全異議、保全取消しの申立て及び起訴命令の申立てを含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

### (12) 一般民事保全事件

- ア 第1号、第3号及び前3号に定めるものを除き、通常訴訟事件を本案とする民事保全事件（保全異議及び保全取消しの申立て並びに起訴命令の申立てを含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件
- イ アに関する民事保全法第48条第1項等の船舶国籍証書（航空機登録証明書等、自動車、既登録建設機械等を含む。）の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行及び民事保全法第52条第2項の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行（代替執行及び間接強制）
- ウ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第

94号) 第5章及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律  
(平成11年法律第136号) 第4章第2節に定める追徴保全命令に基づく  
仮差押え執行の申立事件

(13) 簡易確定手続事件 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判  
手続の特例に関する法律第12条に基づく簡易確定手続及びこれに関する執行  
停止事件

(14) 執行事件

ア 第1号, 第3号, 第9号, 第10号及び第12号に定めるものを除き, 不  
動産, 船舶, 航空機, 自動車, 建設機械又は債権その他の財産権に対する強  
制執行又は担保権の実行としての競売等の事件

イ 動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売等の事件の配当手続  
事件

ウ 企業担保法に基づく実行事件

エ 仮差押えの執行としての強制管理事件及び民事保全法第52条第2項の物  
の給付(金銭給付を含む。)を命ずる仮処分の執行事件

オ 強制執行(エの事件を含む。)又は担保権の実行としての競売等の事件に  
関し, 口頭弁論を開くことなく執行裁判所として裁判することができる事件  
(執行官の執行処分及びその遅滞に対する執行異議事件等を含む。)

カ 財産開示事件

(15) 医事関係事件等

ア 医事関係事件 医師又は歯科医師及び医療補助者(以下「医師等」とい  
う。)の患者に対する診断, 検査, 注射, 治療, 手術, 麻酔, 管理等の医療  
行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求等の通常訴訟事件(債務  
不存在確認請求事件を含む。)

イ 準医事関係事件 医師等以外の者が行う整体, 鍼灸等の医療類似行為の過  
失に基づく被害を理由とする損害賠償請求等の通常訴訟事件(債務不存在確

認請求事件を含む。)

- (16) 建築関係事件 建物に関する設計，施工又は監理の瑕疵の有無，工事の完成の有無，工事の追加変更の有無及び設計，施工又は監理の出来高の有無に関する請負代金（設計料及び監理料を含む。）請求訴訟，建物の設計，施工，監理の瑕疵又は工事の未完成を原因とする損害賠償請求訴訟，建物修繕ローンに関する立替金請求訴訟等の通常訴訟事件
- (17) 調停・借地非訟に関する事件
- ア 調停事件（他の部が当該部の裁判官による調停に付した事件を除く。）
  - イ 民事調停規則第6条又は特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第7条の規定による民事執行の手続の停止又は続行の申立事件
  - ウ 借地借家法第41条に定める事件
  - エ 罹災都市借地借家臨時処理法又は接收不動産に関する借地借家臨時処理法による非訟事件
- (18) 専門事件 前17号に定める事件，過料事件（民事訴訟法の規定による過料事件を除く。），執行抗告事件，民事執行法第32条第1項に定める公証人の処分に関する異議事件，民事執行規則第20条第4項の許可に関する事件並びに船舶所有者等責任制限事件及び油濁損害賠償責任制限事件
- (19) 普通事件 前号に定める専門事件以外の通常訴訟事件
- 共助事件（民事訴訟法第204条に定める方法を用いる尋問の共助事件を除く。）は，前各号に関するものであると否とを問わず，普通事件とする。
  - 仲裁関係事件は，普通事件とする。
- 2 専門事件（前項第4号及び第11号の事件を除く。）を配付する部を専門部とし，その余の部を普通部とする。

## 第2章 裁判事務の分配

(事件の配付等)

第6条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。

- (1) 一般民事保全事件並びに保護命令事件及び同事件に係る過料事件は、第1部(保全部)
- (2) 租税事件及び一般行政事件は、第2部及び第7部(租税・行政部)に順次配付する。ただし、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする民事保全の事件については、当該判決を言い渡した部に配付する。
- (3) 人身保護事件は、第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次
- (4) 労働事件、労働審判法に定める労働審判事件並びに労働組合法、労働審判法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第68条の各規定による過料事件は、第5部(労働部)
- (5) 倒産事件及び同事件に係る過料事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件並びに簡易確定手続事件及び同事件に係る過料事件は、第6部(倒産部)
- (6) 会社事件等、手形事件、過料事件(本条において別に定める場合を除く。)及び公示催告事件は、第4部(商事部)。ただし、手形又は小切手に関する控訴事件及び電子記録債権に関する控訴事件は、普通事件の例による。
- (7) 執行事件、民事執行法第32条第1項に定める公証人の処分に関する異議事件、民事執行規則第20条第4項の許可に関する事件、民事執行法の規定による過料事件及び執行抗告事件(同法の規定による地方裁判所が抗告裁判所とな

る事件を含む。) は、第14部(執行部)

- (8) 交通事件(医事関係事件に該当する場合を含む。) は、第15部(交通部)
- (9) 知的財産事件は、第21部及び第26部(知的財産権部)に順次
- (10) 医事関係事件等(交通事件に該当する場合を除く。) は、第17、第19及び第20の各部(医事部)に順次
- (11) 建築関係事件、調停・借地非訟に関する事件並びに民事調停法及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の各規定による過料事件は、第10部(建築・調停部)
- (12) 共通義務確認事件は、第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付する。ただし、第5条第1項第11号の民事保全事件と、同保全事件に係る通常訴訟事件は、それぞれ異なる部に配付する。

なお、既に配付された第5条第1項第11号の民事保全事件に関する民事保全事件は、同一部に配付する。

2 普通事件は、第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付する。

3 普通事件の控訴事件は、第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付し、交通事件の控訴事件は、第3、第8、第9、第11から第13まで、第15から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付し、その他の専門事件の控訴事件は、当該専門部に配付する。

なお、第17、第19及び第20の各部に配付した専門事件の控訴事件は、各2件の割合による普通事件の控訴事件と算定する。

4 起訴前の証拠保全事件は、次のとおり配付する。

- (1) 専門事件(医事関係事件等及び労働事件(行政事件(行ク)を除く。)を除く。)に関するものは、第1項の規定に準じて配付する。

なお、第2部及び第7部に配付した専門事件に関する事件は、普通事件に関する事件としても1件と算定する。

- (2) 普通事件（医事関係事件等を含む。）に関するものは、第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付する。
- (3) 労働事件（行政事件（行ク）を除く。）に関するものは、第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付する。

5 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件は、専門事件に関するものは、第1項の規定に準じて配付し、普通事件に関するものは第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付する。

なお、第17、第19及び第20の各部に配付した専門事件に関する事件は、普通事件に関する事件としても1件と算定する。

6 執行抗告事件以外の抗告事件は、原裁判が第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの事件と同種の事件に係るものは、その事件の種類に従って前記の各号の専門部に配付し、その他のものは、第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付する。

7 第1、第2、第4から第7まで、第10、第14、第15、第21及び第26の各部には、前項に定めるもの及び第9条第1項の裁判部事務等検討委員会の処置による場合のほか、専門事件以外の事件を配付しない。

8 第17、第19及び第20の各部に第5条第1項第15号の事件を配付したときは、各5件の割合による普通事件が配付されたものとして計算する。

9 第3、第8、第9、第11から第13まで、第16から第20まで及び第22から第25までの各部に第5条第1項第11号の通常訴訟事件を配付したときは、

各5件の割合による普通事件が配付されたものとして計算する。

10 第3, 第8, 第9, 第11から第13まで, 第16から第20まで及び第22から第25までの各部に第5条第1項第11号の民事保全事件（保全異議, 保全取消しの申立て及び起訴命令の申立てを除く。）を配付したときは各1件の, 同保全異議事件を配付したときは各2件の, 普通事件が配付されたものとして算定する。ただし, 第5条第1項第11号の民事保全事件に関連するとして配付された民事保全事件は, 民事保全事件としても普通事件としても算定しない。

11 事件の配付に当たっては, 事件の当事者が5人までのものを1件, 10人までのものを2件, 15人までのものを3件, 20人までのものを4件, 20人を超えるものを5件と算定する。ただし, 裁判部事務等検討委員会は, 事情に応じて, これと異なる調整の処置をすることができる。

12 裁判部事務等検討委員会は, 司法修習生指導担当裁判官又は法科大学院への派遣裁判官が所属する部に対する事件の配付について, 特別の定めをすることができる。

13 次の各号に掲げる事件は, 当該不服申立て又は再審の対象となった裁判をした部に配付する。

- (1) 控訴提起事件及びこれに付随する執行停止事件
- (2) 上告, 飛躍上告又は抗告各提起事件及びこれらに付隨する執行停止事件
- (3) 飛躍上告受理申立事件及びこれに付隨する執行停止事件
- (4) 再審事件又は差戻事件及びこれらに付隨する執行停止事件
- (5) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第46条に基づく異議の申立事件及びこれに付隨する執行停止事件（ただし, 執行停止事件が異議後の訴訟事件の第1回口頭弁論期日終了後に申し立てられた場合には, 異議後の訴訟事件の係属部に配付する。）

14 除斥及び忌避の事件は, 申立てをされた職員の所属する部並びに申立てをされた専門委員及び労働審判員の関与する事件が係属する部を除いて, 第3, 第

8, 第9, 第11から第13まで, 第16から第20まで及び第22から第25までの各部に順次配付する。

15 民事訴訟法の規定による過料事件は, 基本となる事件の係属中の部又は係属した部に配付する。

16 テレビ会議システムを利用して行う証人等の尋問, 弁論準備手続の期日若しくは進行協議期日における手続又は書面による準備手続における協議の各共助事件は, 民事訟廷庶務係において処理する。

(関連事件の処理)

第7条 相関連する事件は, 同一の部に配付する。

2 相関連する事件が数個の部に係属していることが判明したときは, 関係各部が協議の上, これを一つの部に集めることができる。

3 前2項の規定により関連事件を配付し, 又は他に移した場合には, 直後に受け付けた新件で調整する。

(本案事件及び既済事件に関する各種申立事件の処理)

第8条 前2条により各部に係属する本案事件に関する各種申立事件は, 本案事件が係属する部に配付する。

2 正本（謄本）の交付, 執行文の付与及び執行文付与に関する異議並びにこれらに付随する執行停止その他既済事件（平成15年法律第109号により廃止された人事訴訟手続法に定める訴訟事件並びに離婚又は離縁の無効確認及び親族法上の身分関係確定請求の訴訟事件（以下「人事事件」という。）を含む。）に関する各種申立事件は, 当該既済事件が係属していた部（記録が本案事件を担当する他の部に送付されたときは, 当該他の部）に配付する。

3 前項の部がないとき, 及び仮既済とした事件について期日指定の申立てがあつたときは, これを新件とみなして, 前2条の例により配付する。

(事件配付の停止等)

第9条 裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき, 一つの部に係属する事

件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、裁判部事務等検討委員会は、相当の期間その部に対する事件の配付を全部若しくは一部停止し、又はその部に係属する事件の全部若しくは一部を他の部に移すことができる。

- 2 事件配付の停止を解除した後に、その部の係属事件数が減少し、他の部との間に著しく不均衡が生じた場合には、裁判部事務等検討委員会は、調整のために必要な処置をとることができる。
- 3 配付された事件を当該部で処理することが相当でないときは、裁判部事務等検討委員会は、申出により、これを他の部に移すことができる。この場合には、直後に受け付けた新件で調整する。

(特殊大型事件の処理)

第9条の2 普通事件のうち、係属部からの申出により、次の各号の一に該当し、その処理に多大の時間と労力を要するものとして裁判部事務等検討委員会が認定した事件を特殊大型事件とする。

- (1) 争点が多く、事案が錯そうしている事件
  - (2) 書証の数又は尋問予定の証人及び本人の数が膨大である事件
  - (3) 当事者の数が膨大で、かつ、当事者の個別の事情が問題となる事件
  - (4) 重要な社会的問題又は法令の解釈適用上困難な問題を含む事件
  - (5) 事件進行上の負担が極めて大きい事件
- 2 部に配付された事件が前項により特殊大型事件と認定された場合において、当該事件を他の部で処理させるのを相当とするときは、裁判部事務等検討委員会は、係属部からの申出により、第6条第2項に掲げる各部（第17、第19及び第20の各部を除く。）のうち特殊大型事件が係属していない部に対して、同項記載の順序に従い、当該事件を移すものとする。この申出は、事件が配付された後、可及的速やかにしなければならない。
  - 3 前項の定めにより事件を移す部がないときは、裁判部事務等検討委員会は、第6条第2項に掲げる各部（第17、第19及び第20の各部を除く。）のうち特

殊大型事件の係属性数の少ない部に対して、同項記載の順序に従い、事件を移すものとする。

(特殊大型行政事件の処理)

第9条の3 租税事件及び一般行政事件のうち、係属部（第2部又は第7部）からの申出により、前条第1項各号の一に該当し、その処理に多大の時間と労力を要するものとして裁判部事務等検討委員会が認定したものを特殊大型行政事件とする。

2 第2部又は第7部（租税・行政部）に配付された事件が前項により特殊大型行政事件と認定された場合において、特殊大型行政事件を第2部及び第7部に交互に係属させるため必要があり、かつ、当該事件を係属部以外の租税・行政部で処理させるのを相当とするときは、裁判部事務等検討委員会は、係属部からの申出により、当該事件を他の租税・行政部に移すものとする。この申出は、事件が配付された後、可及的速やかにしなければならない。

### 第3章 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第10条 裁判官の配置及び各部の開廷日割は、別表1のとおりとする。

2 所長は、新任判事補（判事補のうち、最初に任命された日から3年（修習期間を1年4か月間とする司法修習を終えた者にあっては2年）に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者をいう。以下同じ。）の研さんため、当該判事補（刑事部配置の者を含む。）に対し、期間又は日を定めて、第1、第6及び第14の各部の裁判事務を取り扱わせることができる。

3 第17、第19若しくは第20の各部が第5条第1項第15号に掲げる事件を調停に付したとき、又は第21部若しくは第26部がその部の事件を調停に付したときは、当該事件の第10部における処理に限り、調停に付した部に所属する

裁判官のうち当該部の指定する者を第10部所属の裁判官とみなす。

- 4 第5条第1項第10号に掲げる事件について調停が申し立てられたときは、当該事件の第10部における処理に限り、第21部又は第26部に所属する裁判官のうちそれぞれの部の指定する者を第10部所属の裁判官とみなす。
- 5 第5条第1項第15号に掲げる事件について調停が申し立てられたときは、当該事件の第10部における処理に限り、第17、第19又は第20の各部に所属する裁判官のうちそれぞれの部の指定する者を第10部所属の裁判官とみなす。
- 6 第4部が第5条第1項第9号に掲げる事件を調停に付した場合又は同号に掲げる事件について調停が申し立てられた場合において、第4部と第10部の協議により第4部に所属する裁判官が処理することを相当と認めたときは、当該事件の第10部における処理に限り、第4部に所属する裁判官のうち同部の指定する者を第10部所属の裁判官とみなす。
- 7 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第2条第3項に規定する特定調停の申立事件であって法人の私的整理に関するものについて、第6部と第10部との協議により第6部に所属する裁判官が処理することを相当と認めたときは、当該事件の第10部における処理に限り、第6部に所属する裁判官のうち同部の指定する者を第10部所属の裁判官とみなす。

(調停主任)

- 第11条 第10部所属の裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任とする。
- 2 本庁勤務の民事調停官を民事調停法第23条の3第2項、第7条第1項の調停主任とする。

(労働審判官)

- 第11条の2 第5部所属の裁判官を労働審判法第8条の労働審判官とする。

(裁判事務の代理)

- 第12条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。

- (1) 部の裁判官に差し支えがあるときの裁判事務については、その裁判官が所属

する部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、あらかじめ所長が定める順序により、他の部の裁判官が代理する。

- (2) 事件が緊急に処理することを要するものである場合において、当該事件の配付を受けた部に差し支えがあるときの代理関係は、別表2のとおりとする。
- (3) 事件が緊急に処理することを要するものである場合において、前号の規定によることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。
- (4) 夏期休廷期間中における代理関係は、本庁民事部の裁判官の協議によって定める。

(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項)

別表1

裁判官の配置及び開廷日割

第1民事部(保全部)(毎日)

裁判官	北川 清
"	谷口 哲也
"	中武由紀
"	大久保俊策
" (常填補)	橋本悠子
"	田中いゑ奈
"	村上貴昭
"	瓜生容
"	高橋あゆみ
"	番條雅代
"	石川舞子
"	金光美奈
"	初谷湧紀

第2民事部(租税・行政部)(月火水金)

裁判官	三輪方大
"	齋藤毅
"	黒田吉人
"	内藤陽子
"	山崎岳志

第3民事部(普通部)(月火木金)

裁 判 官	森 純 子
"	大須賀 寛 之
"	小 河 好 美
"	村 尾 和 泰
"	薦 田 淳 平

第 4 民事部（商事部）（毎日）

裁 判 官	西 村 欣 也
"	高 原 知 明
"	宮 崎 陽 介

第 5 民事部（労働部）（毎日）

裁 判 官	中 山 誠 一
"	(兼) 内 藤 裕 之
"	大 森 直 哉
"	安 西 儀 晃
"	松 本 武 人
"	大 寄 悅 加
"	大 和 隆 之
"	溝 口 達

第 6 民事部（倒産部）（毎日）

裁 判 官	福 田 修 久
"	尾 河 吉 久
"	松 永 晋 介
"	吉 田 真 紀
"	藤 田 晃 弘
"	吉 川 慶

第 7 民事部（租税・行政部）（月火木金）

裁 判 官	松 永 栄 治
//	宮 端 謙 一
//	森 田 亮
//	大 塚 穂 波
//	渡 邊 直 樹

第 8 民事部（普通部）（月水木金）

裁 判 官	(兼) 森 純 子
//	中 尾 彰
//	佐 藤 志 保
//	遠 藤 謙太郎
//	若 園 恵

第 9 民事部（普通部）（火水木金）

裁 判 官	倉 地 真寿美
//	竹 村 昭 彦
//	古 谷 真 良
//	安 藤 諒

第 10 民事部（建築・調停部）（毎日）

裁 判 官	比 嘉 一 美
//	塚 田 奈 保
//	一 藤 哲 志
//	鈴 木 喬

第 11 民事部（普通部）（月水木金）

裁 判 官	菊 地 浩 明
//	後 藤 誠
//	神 谷 善 英
//	足 立 瑞 貴

第12民事部（普通部）（月火水金）

裁判官	酒井 良介
〃	林 由希子
〃	安川 秀方
〃	佐藤 壮一郎

第13民事部（普通部）（火水木金）

裁判官	末永 雅之
〃	小山 裕子
〃	重高 啓
〃	青木 崇史

第14民事部（執行部）（毎日）

裁判官	濱本 章子
〃	本多 健司
〃	菅野 昌彦
〃	鳥田 真人
〃	仲井 葉月

第15民事部（交通部）（毎日）

裁判官	(兼) 森 純子
〃	石丸 将利
〃	(兼) 濱本 章子
〃	寺垣 孝彦
〃	永野 公規
〃	安田 仁美
〃	古賀 英武
〃	山崎 隆介
〃	須藤 隆太

〃 丸山聰司  
〃 久保晃司

第16民事部（普通部）（月水木金）

裁判官 本田能久  
〃 (兼)福田修久  
〃 山中洋美  
〃 岡野慎也  
〃 佐々木真実

第17民事部（医事部）（月火水木）

裁判官 吉岡茂之  
〃 古川大吾  
〃 清水紀一朗  
〃 諸井雄佑

第18民事部（普通部）（月火水金）

裁判官 内藤裕之  
〃 (代行)大島雅弘  
〃 石上興一  
〃 富岡健史  
〃 岩本圭矢

第19民事部（医事部）（毎日）

裁判官 山地修  
〃 甲元依子  
〃 田郷岡正哲  
〃 野上恵里

第20民事部（医事部）（月火水金）

裁判官 富上智子

国 分 貴 之  
並 河 智 子  
大 畑 勇 馬

第 2 1 民事部（知的財産権部）（火木）

裁 判 官 谷 有 恒  
野 上 誠 一  
(兼) 大 門 宏一郎  
島 村 陽 子

第 2 2 民事部（普通部）（火水木金）

裁 判 官 龍 見 昇  
新 海 寿加子  
甲 元 雅 之  
菅 野 裕 希

第 2 3 民事部（普通部）（月火水木）

裁 判 官 中 川 博 文  
石 川 千 哲  
加 藤 弹  
竹 本 真梨子

第 2 4 民事部（普通部）（月火木金）

裁 判 官 池 上 尚 子  
一 原 友 彦  
山 根 良 實  
楠 本 康 太

第 2 5 民事部（普通部）（火水木金）

裁 判 官 金 地 香 枝  
上 田 元 和

// 織川逸平

// 亀井健斗

第26民事部（知的財産権部）（月木）

裁判官 杉浦正樹

// (代行) 高松宏之

// (兼) 野上誠一

// 大門宏一郎

// (兼) 島村陽子

(第2編(本庁民事部)第3章第12条第2号)

別表2

各部	代理部
第2部	第7部
第3部	第8部
第5部	第2部又は第7部
第7部	第2部
第8部	第3部
第9部	第11部
第10部	第6部
第11部	第9部
第12部	第13部
第13部	第12部
第16部	第18部
第17部	第19部
第18部	第16部
第19部	第20部
第20部	第17部
第21部	第26部
第22部	第23部
第23部	第22部
第24部	第25部
第25部	第24部
第26部	第21部

## 第 3 編 本 庁 刑 事 部

### 第 1 章 通 則

(部の設置)

第 13 条 本庁刑事部に第 1 から第 15 までの各部を置く。

(定義)

第 14 条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通部 第 1 から第 9 まで、第 11、第 13 から第 15 までの各部をいう。
- (2) 租税部 第 12 部をいう。
- (3) 令状部 第 10 部をいう。
- (4) 裁判員事件 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する事件をいう。
- (5) 通常合議事件 裁判員事件以外の法定合議事件をいう。
- (6) 租税事件 各種税法違反訴訟事件をいう。ただし、関税法違反訴訟事件を除く。
- (7) 普通事件 裁判員事件、通常合議事件及び租税事件以外の訴訟事件をいう。
- (8) 特別配付事件 裁判員事件、通常合議事件及び普通事件のうち、事案が複雑困難な事件又は多数回の開廷が見込まれる事件について、当該事件の係属部からの申出により、裁判部事務等検討委員会が特別配付相当と認定した事件をいう。
- (9) 即決裁判事件 刑事訴訟法第 350 条の 2 により起訴と同時に即決裁判手続の申立てがあった事件をいう。
- (10) 処遇事件 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第 3 条第 1 項に規定する事件を

いう。

## 第2章 裁判事務の分配

### (訴訟事件の配付)

第15条 訴訟事件は、特に定めるもののほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。

#### (1) 裁判員事件

普通部及び租税部	各 1
----------	-----

#### (2) 通常合議事件

普通部及び租税部	各 1
----------	-----

#### (3) 一人制事件

第15部及び租税部	各 6
-----------	-----

第5部	5
-----	---

上記以外の普通部	各 3
----------	-----

2 租税事件及びこれと併せて起訴された裁判員事件、通常合議事件又は普通事件は、租税部に、即決裁判事件は、第15部に配付する。

3 前2項の事件の配付に当たっては、起訴状ごとに被告人の数に応じ1人をもつて1件と算定し、租税事件の1件は、普通事件4件と計算する。

4 特別配付事件は、特別配付相当認定ごとに、普通部及び租税部に順次配付替えする。

5 前項の規定に基づき配付替えがされた場合には、事件を他に移した部について、裁判員事件、通常合議事件又は普通事件の区別に従い、直後に受け付けた新事件で調整する。

6 裁判部事務等検討委員会は、司法修習生指導担当裁判官又は法科大学院への派遣裁判官が所属する部に対する事件の配付について、特別の定めをすることがで

きる。

7 第1項の規定により事件を配付し、又は第4項の規定により事件を配付替えするに当たり、事件の配付を受けるべき部に所属する裁判官がその事件（租税事件を除く。）につき勾留状の発付その他の勾留に関する請求に係る処分、少年法第17条、第20条若しくは第43条の処分、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第5章の保全に関する処分、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第4章の保全に関する処分又は不正競争防止法第8章の保全に関する処分をしたもの及び刑事訴訟法第429条の準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法第429条第1項の請求に係る手続の例によるとされるものを含む。）の裁判をしたものであるときは、それらの事件を次順位の部に配付し、又は配付替えし、それぞれ直後に受け付けた新件又は特別配付事件で調整する。

（指定弁護士が起訴した事件の配付）

第15条の2 指定弁護士（検察審査会法第41条の9第1項の指定を受けた弁護士をいう。）が公訴を提起した事件は、租税事件を含むものは、租税部に、その他のものは、普通部に順次配付する。ただし、即決裁判事件は、第15部に配付する。

（再審請求事件及び差戻事件の配付）

第16条 再審請求事件及び差戻事件は、それぞれ、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区分に従い、原裁判をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。ただし、租税事件を含む事件は、租税部に配付する。

2 再審開始決定が確定した事件は、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区分に従い、原裁判をした部及び再審開始決定をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。ただし、租税事件を含む事件は、租税部に配付する。

（処遇事件の配付等）

第16条の2 処遇事件のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件は、特に定めるもののほか、令状部を除く各部に順次配付する。ただし、同法第59条第1項又は第2項による申立事件については、同条掲記の決定をした部がある場合には、その部に配付する。

- 2 医療観察法第49条第1項、第2項、第50条、第54条第1項、第2項若しくは第55条による申立事件又は競合する処分の調整の申立て（同法第76条第1項若しくは第2項）に係る事件は、前項による配付とは別に、令状部を除く各部に順次配付する。ただし、その対象者（同法第2条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）について、これらの処遇事件又は同法第33条第1項、第59条第1項若しくは第2項による申立てに対し決定をした部がある場合には、直近にそれらの決定をした部に配付する。
- 3 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が、医療観察法第41条第1項の決定をしたときは、当該裁判官が所属する部の裁判官で構成する合議体により、同法第40条第1項第1号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を行う。
- 4 医療観察法第68条第2項本文又は第71条第2項後段による差戻事件は、第1項の規定に準じ、原裁判をした部以外の部に順次配付する。
- 5 医療観察法第34条第1項前段又は第60条第1項の鑑定入院命令に関する処分は、同法第33条第1項、第59条第1項若しくは第2項による申立事件の配付を受けた部において処理する。ただし、休日（裁判所の休日に関する法律に規定する裁判所の休日をいう。以下同じ。）は、準抗告申立事件の休日当番部（第19条第4項の規定により、刑事部裁判官が協議して定める部をいう。）において処理する。

（除斥、忌避及び回避事件の配付）

第17条 除斥、忌避及び回避の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第8条

第1項の除斥の決定に係る事件は、令状部を除く各部に順次配付する。ただし、事件の配付を受けるべき部が忌避申立てされた職員、回避の申立てをした職員又は除斥事由の存否が問題となっている職員の所属する部であるときは、次順位の部に配付し、直後に受け付けた新件で調整する。

(令状事件、勾留に関する処分等の処理)

第18条 各種の令状請求事件、第1回公判期日前の勾留に関する処分、被疑者に付する国選弁護人の選任及び解任に関する処分、麻薬特例法の保全に関する処分（第5章の保全に関する処分については第1回公判期日後のものを、麻薬特例法第23条の規定により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合については審査請求後のものを除く。以下この条において同じ。）の請求事件、組織的犯罪処罰法の保全に関する処分（第4章の保全に関する処分については第1回公判期日後のものを、第6章の保全に関する処分については審査請求後のものを除く。以下この条において同じ。）の請求事件、不正競争防止法の保全に関する処分（第8章の保全に関する処分については第1回公判期日後のものを、不正競争防止法第40条の規定により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合については審査請求後のものを除く。以下この条において同じ。）の請求事件及び刑事訴訟法第179条第1項、第187条の2、第226条又は第227条第1項による請求事件並びに共助事件は、第2項に定める場合を除き、令状部が処理する。

2 勤務時間外に受理した令状請求事件、第1回公判期日前の勾留に関する処分、被疑者に付する国選弁護人の選任及び解任に関する処分、麻薬特例法の保全に関する処分の請求事件、組織的犯罪処罰法の保全に関する処分の請求事件並びに不正競争防止法の保全に関する処分の請求事件は、休日の午前9時から午後5時までは日直裁判官が、平日及び休日の午後5時から翌朝午前9時までは宿直裁判官が、それぞれ処理する。

3 日直裁判官には、刑事部裁判官（大阪地方裁判所司法行政事務処理規程第21

条第3項第1号及び第2号の所長代行者である者並びに同規程第22条の刑事上席裁判官である者を除く。以下この項において同じ。），民事部配置の新任判事補及び新任判事補以外の民事部裁判官（部の事務を総括する裁判官（以下この項及び次条において「部総括裁判官」という。）及び部総括裁判官が所長代行者である場合に部総括裁判官を第1順位で代理する裁判官を除く。）のうち宿直を担当しない裁判官を充て、宿直裁判官には、刑事部裁判官、民事部裁判官（部総括裁判官及び部総括裁判官が所長代行者である場合に部総括裁判官を第1順位で代理する裁判官を除く。），堺支部勤務の裁判官（堺支部長及び民事部の総括裁判官を除く。），大阪簡易裁判所裁判官（65歳未満の者に限る。）及び堺簡易裁判所裁判官（65歳未満で、大阪簡易裁判所判事の職務代行を命ぜられた者に限る。）を充てる。ただし、大阪簡易裁判所裁判官（職務代行裁判官を含む。）は、第39条第4項により、令状等の請求先が大阪簡易裁判所とされたものについて、その処理を行う。

4 判事及び判事の権限を有する判事補は、日直又は宿直当番中に限り、大阪地方裁判所管内の簡易裁判所の裁判官の職務をも行うものとする。

5 日直又は宿直に関する事項は、第3項に規定する裁判官が協議して定める。

#### （傍受の原記録の保管事務の処理）

第18条の2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）に基づく傍受の原記録の保管に係る事務（同法第23条第2項ただし書（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の处分を含む。以下「傍受の原記録保管事務」という。）は、令状部の部総括裁判官が処理する。同裁判官に差し支えがあるときは、令状部所属の裁判官（判事又は判事の権限を有する判事補に限る。）が、別表3記載の順序により、その事務を処理する。

2 執務時間外に傍受の原記録を使用する必要が生じた場合には、日直又は宿直の裁判官（判事又は判事の権限を有する判事補に限る。）が傍受の原記録保管事務を処理する。

3 緊急の必要のため前2項によることができないときは、所長が指名する裁判官が傍受の原記録保管事務を処理する。

(その他の事件の配付)

第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第188条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4刑事部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。

2 刑事訴訟法第262条による付審判請求事件は、令状部を除く各部に順次配付する。

3 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。

4 刑事訴訟法第429条による準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法第429条第1項の請求に係る手続の例によるとされるものを含む。）は、令状部を除く各部に順次配付する。その配付及び処理に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。

5 刑事訴訟法第430条による準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法第430条第1項の請求に係る手続の例によるとされるものを含む。）は、第6項に定める場合を除き、令状部に配付する。

6 勤務時間外に受理した前項に掲げる準抗告事件の処理に関する事項は、第18条第3項に規定する裁判官が協議して定める。

7 刑の執行猶予の言渡取消請求事件は、必要的取消し又は裁量的取消しの分類別に、令状部を除く各部に順次配付する。

8 刑事訴訟法第96条第3項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4刑事部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。

9 組織的犯罪処罰法第62条第1項（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰

法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。) の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第65条第1項(麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。) の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第4刑事部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。

10 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務は、令状部を除く各部が順次処理する。ただし、その保護観察を言い渡した部がある場合は、その部が処理する。

11 裁判員法第3条第1項の対象事件からの除外請求(職権に係るもの)を含む。) 事件、同法第3条の2第1項の対象事件からの除外請求(職権に係るもの)を含む。) 事件、同法第35条第1項(同法第38条第2項、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。) の異議申立事件、同法第41条第1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件(同条第2項の規定により送付を受けた事件に限る。)、同法第42条第1項の異議申立事件、同法第43条第2項の通知に係る裁判員又は補充裁判員の解任の事件及び第94条第1項の異議申立事件は、その本案である裁判員事件が係属している部(以下この項において「本案係属部」という。)に配付し、令状部所属の裁判官のうち同部の指定する者(以下この項において「令状部裁判官」という。)が処理する。これらの事務の処理に限り、令状部裁判官を本案係属部所属の裁判官とみなす。

12 檢察審査会による指定弁護士の指定又はその取消しに関する事務(受訴裁判所の権限に属するものを除く。)は、令状部が処理する。

13 平成30年5月16日付け最高裁判二第199号刑事局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による

「証人等の尋問等の手続について」により、共助事件に準じて取り扱われる嘱託は、令状部を除く各部に順次配付する。

(関連事件等の処理)

第20条 相関連する事件は、同一の部に配付することができる。その配付に関する準則は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。

- 2 相関連する事件その他併合審理を相当とする事件が数個の部に係属していることが判明したときは、関係各部が協議の上、これを一つの部に集めることができる。
- 3 前2項の規定により関連事件を配付し、又は他に移した場合には、直後に受け付けた新件で調整する。

(事件配付の停止等)

第21条 裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき、一つの部に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、裁判部事務等検討委員会は、相当の期間その部に対する事件の配付を全部若しくは一部停止し、又はその部に係属する事件の全部若しくは一部を他の部に移すことができる。

- 2 事件配付の停止を解除した後に、その部の係属事件数が減少し、他の部との間に著しい不均衡が生じた場合には、裁判部事務等検討委員会は、調整のために必要な処置をとることができる。
- 3 配付された事件を当該部で処理することが相当でないときは、裁判部事務等検討委員会は、申出により、これを他の部に移すことができる。この場合には、直後に受け付けた新件で調整する。
- 4 第4部には、当分の間、事件を配付しない。

### 第3章 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第22条 裁判官の配置及び各部の開廷日割は、別表3のとおりとする。

2 所長は、新任判事補の研さんため、当該判事補（民事部配置の者を含む。）に対し、期間又は日を定めて、令状部の裁判事務を取り扱わせることができる。

(裁判事務の代理)

第23条 裁判事務の代理は、第18条の2に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 令状部を除く各部の代理関係は、別表4のとおりとし、夏季休庭期間中は、代理関係にある開廷部が順位に従って代理する。
- (2) 令状部の裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ所長が定める順序により、他の部の裁判官が代理する。
- (3) 普通部、租税部又は令状部の裁判官に差し支えがあり、合議体を構成することができないときは、あらかじめ所長が定める順序により、他の部の裁判官が代理する。
- (4) 緊急の必要のため前3号の規定によることができないとき（令状部において同時に多数の事件を受け付けた場合などを含む。）は、所長が指名する裁判官が代理する。

(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項)

別表3

裁判官の配置及び開廷日割

第1刑事部(普通部)(毎日)

裁判官	森 島 聰
"	宮 崎 桃 子
"	大久保 陽 久

第2刑事部(普通部)(毎日)

裁判官	西 川 篤 志
"	(代行) 伊 藤 寿
"	荒 井 智 也
"	森 朋 美

第3刑事部(普通部)(毎日)

裁判官	中 川 綾 子
"	河 村 宣 信
"	大 山 洸 来

第4刑事部(普通部)(毎日)

裁判官	(兼) 森 純 子
"	(兼) 宮 崎 桃 子
"	(兼) 大久保 陽 久

第5刑事部(普通部)(毎日)

裁判官	長瀬 敬 昭
"	久 禮 博 一
"	松 田 克 之

裁 判 官 平 山 裕 也

第 6 刑事部（普通部）（毎日）

裁 判 官	大 寄 淳
〃	沖 敦 子
〃	中 村 公 大

第 7 刑事部（普通部）（毎日）

裁 判 官	野 口 卓 志
〃	延 廣 丈 翔
〃	井 谷 喬

第 8 刑事部（普通部）（毎日）

裁 判 官	松 本 圭 史
〃	後 藤 有 己
〃	加 納 紅 実

第 9 刑事部（普通部）（毎日）

裁 判 官	渡 部 市 郎
〃	辻 井 由 雅
〃	木 内 悠 介

第 10 刑事部（令状部）（毎日）

裁 判 官	村 越 一 浩
〃	栗 原 保
〃	渡 部 五 郎
〃	船 戸 宏 之
〃	南 うらら
〃	本 多 進
〃	伊 藤 圭 子
〃	坂 本 達 也

小 菅 哲 聖  
澤 口 舜  
道 垣 内 正 大  
牧 野 賢

第 1 1 刑事部（普通部）（毎日）

裁 判 官 佐 藤 卓 生  
大 森 直 子  
櫻 井 雅 典

第 1 2 刑事部（租税部）（毎日）

裁 判 官 増 田 啓 祐  
三 輪 篤 志  
棚 村 治 邦  
水 谷 翔

第 1 3 刑事部（普通部）（毎日）

裁 判 官 丸 田 順  
谷 口 真 紀  
佐 藤 慄

第 1 4 刑事部（普通部）（毎日）

裁 判 官 (兼) 森 純 子  
坂 口 裕 俊  
山 口 智 子  
重 田 裕 之

第 1 5 刑事部（普通部）（毎日）

裁 判 官 松 田 道 別  
辛 島 明  
小 畑 和 彦

新谷真梨

(第3編(本庁刑事部) 第3章第23条第1号)

別表4

刑 事 各 部 の 代 理 関 係

代理部各部	第1順位	第2順位	第3順位
第1部	第2部	第3部	第9部
第2部	第3部	第1部	第8部
第3部	第1部	第2部	第8部
第5部	第14部	第15部	第11部
第6部	第9部	第7部	第8部
第7部	第8部	第6部	第9部
第8部	第7部	第9部	第6部
第9部	第6部	第8部	第7部
第11部	第13部	第12部	第5部
第12部	第11部	第13部	第15部
第13部	第12部	第11部	第14部
第14部	第15部	第5部	第13部
第15部	第5部	第14部	第12部

## 第 4 編 支 部

### 第 1 章 堺 支 部

(裁判官の配置)

第 24 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

#### 第 1 民事部 A

裁 判 官	中垣内 健 治
//	橋 本 都 月
//	横 路 朋 生
//	渡 邊 健 司
//	(兼) 村 瀬 洋 朗
//	(兼) 植 野 賢太郎
//	山 田 雅 秋

#### 第 1 民事部 B

裁 判 官	(兼) 橋 本 都 月
//	(兼) 井 田 宏
//	(兼) 横 路 朋 生
//	(兼) 渡 邊 健 司
//	(兼) 船 戸 容 子
//	村 瀬 洋 朗
//	植 野 賢太郎
//	(兼) 山 田 雅 秋
//	(兼) 小久保 珠 美
//	(兼) 内 藤 秀 介
//	(兼) 中 山 さほ子

// (兼) 長谷川 稔 洋

第2民事部

裁 判 官	井 田 宏
//	船 戸 容 子
//	橋 本 悠 子
//	内 藤 秀 介

第1刑事部

裁 判 官	武 田 義 德
//	三 村 三 緒
//	櫻 井 真理子
//	白 井 知 志
//	沼 田 晃 一
//	小久保 珠 美
//	長谷川 稔 洋

第2刑事部

裁 判 官	安 永 武 央
//	芹 澤 俊 明
//	中 山 さほ子

部に属しない裁判官

裁 判 官	西 森 みゆき
//	藪 崇 司
//	横 井 靖 世
//	増 田 慧
//	望 月 一 輝
//	杉 濱 美 穂

(裁判事務の分配)

第25条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

(1) 堺支部又は岸和田支部勤務の職員に対する除斥又は忌避の事件中、民事事件に関するものは、第1民事部A、第2民事部の順に、刑事事件に関するもの（回避事件を含む。）は、第1刑事部、第2刑事部の順に、それぞれ配付する。

ただし、事件の配付を受けるべき部が忌避申立てされた職員、除斥事由の存否が問題となっている職員（刑事事件に関するものについては回避の申立てをした職員を含む。）の所属する部等であるときは、他の部に配付し、直後に受けた新件で調整する。

堺支部及び岸和田支部管内の簡易裁判所勤務の裁判官に対する除斥又は忌避の事件中、民事事件に関するものは、第1民事部A、第2民事部の順に、刑事事件に関するもの（回避事件を含む。）は、第1刑事部、第2刑事部の順に、それぞれ配付する。

堺支部及び岸和田支部並びに同各支部管内の簡易裁判所の専門委員に対する除斥又は忌避の事件は、第1民事部A、第2民事部の順に配付する。

(2) 民事訴訟事件は、第1民事部Aに3分の2、第2民事部に3分の1の割合で、順次配付する。

(3) 民事執行事件、民事保全事件（異議及び取消事件を含む。）、破産、再生、会社更生及び特別清算事件、民事調停事件（他の部が当該部の裁判官による調停に付した事件を除く。）、商事非訟、民事非訟、借地非訟事件（過料事件を含む。）及び公示催告事件、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件並びに証拠保全事件（民事訴訟法第235条第1項ただし書により受訴裁判所に申し立てなければならないものを除く。）及び訴え提起前における証拠収集の処分の申立事件は、第1民事部Bに配付する。

(4) 基本となる事件のある民事雑事件は、基本となる事件が係属し又は係属した部に配付する。基本となる事件のない民事雑事件（証拠保全事件及び訴えの提

起前における証拠収集の処分申立てを除く。) 及び共助事件は、第1民事部Aに配付する。

- (5) 刑事訴訟事件のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項各号に規定する事件及びそれ以外の法定合議事件並びに一人制事件は、各事件ごとに、第1刑事部に3分の2、第2刑事部に3分の1の割合で順次配付する。
- (6) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件(他の法令において刑事訴訟法第429条第1項の請求に係る手続の例によるとされるものを含む。)は、堺支部所属の裁判官の協議によって定める。
- (7) 令状事件は、堺支部及び堺簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。
- (8) 平成30年5月16日付け最高裁刑二第199号刑事局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による証人等の尋問等の手続について」により、共助事件に準じて取り扱われる嘱託は、第1刑事部に3分の2、第2刑事部に3分の1の割合で順次配付する。
- (9) 前8号に定める場合を除き、民事事件は第1民事部A、第2民事部に順次、刑事事件及び医療觀察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は第1刑事部、第2刑事部に順次、それぞれ配付する。

2 判事及び判事の権限を有する判事補は、日直当番中に限り、大阪地方裁判所管内の簡易裁判所の裁判官の職務をも行うものとする。

(事件配付の停止等)

第25条の2 裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき、一つの部に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、支部裁判事務調整委員会は、相当の期間その部に対する事件の配付を全部若しくは一部停止し、又はその部に係属する事件の全部若しくは一部を他の部に移すことができる。

2 事件配付の停止を解除した後に、その部の係属事件数が減少し、他の部との間

に著しく不均衡が生じた場合には、支部裁判事務調整委員会は、調整のために必要な処置をとることができる。

3 配付された事件を当該部で処理することが相当でないときは、支部裁判事務調整委員会は、申出により、これを他の部に移すことができる。この場合には、直後に受け付けた新件で調整する。

(裁判事務の代理)

第26条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。

(1) 各部は、裁判事務につき、次のとおり相互に代理する。

第1民事部A又は第1民事部Bと第2民事部

第1刑事部と第2刑事部

第1刑事部又は第2刑事部と第1民事部A若しくは第1民事部B又は第2民事部

(2) 各部の裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ堺支部長が定める順序により、他の裁判官が代理する。

(3) 部の事務を総括する裁判官が差し支えのため裁判長の職務をとることができないときは、その部に所属する裁判官が、第24条に記載する順序により、その職務を行う。

(4) 緊急の必要のため前3号の規定によることができないときは、堺支部長が指名する裁判官が代理する。

(5) 堀支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

(6) 夏期休庭期間中における代理関係は、堺支部の裁判官の協議によって定める。

(開廷日割及び日直)

第27条 堀支部の裁判官の開廷日割及び日直に関する事項は、同支部所属の裁判官及び堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の協議によって定める。

## 第2章 岸和田支部

### (裁判事務の分配)

第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

裁判官 大西忠重

他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件

裁判官 三浦裕輔

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9

債権執行事件及び財産開示事件を除く民事執行事件の3分の1

民事保全事件の4分の1

保全異議及び保全取消事件の4分の1

小規規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1

人身保護事件の4分の1

訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1

令状事件の8分の1（第1，第3，第5金曜日）

裁判官 角谷比呂美

刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1

第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1

医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1

更生保護法第52条第6項の規定による特別

遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1

前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件  
破産事件のうちの同時廃止事件の全部  
債権執行事件のうちの配当事件の全部

裁判官 黒田 香

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9  
同時廃止事件を除く破産事件の全部  
小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部  
会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部  
民事保全事件の4分の1  
保全異議及び保全取消事件の4分の1  
人身保護事件の4分の1  
訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1  
令状事件の8分の2

裁判官 小倉 真樹

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9  
債権執行事件及び財産開示事件を除く民事執行事件の3分の2  
民事保全事件の2分の1  
保全異議及び保全取消事件の2分の1  
小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1  
人身保護事件の4分の1  
訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1  
令状事件の8分の2  
過料事件

裁判官 太田 敬司

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の4  
人身保護事件の4分の1

訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1  
令状事件の8分の2

裁判官 大崎 良信

刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1

第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1

医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1

更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1

配当事件を除く債権執行事件の全部

財産開示事件の全部

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2

起訴前の証拠保全事件及び共助事件の全部

裁判官 村田 龍平

令状事件の8分の1（第2，第4金曜日）

第28条の2 再審請求事件は、原判決をした裁判官の係に配付する。

2 差戻事件は、原判決をした裁判官を除く裁判官に配付する。

（事件配付の停止等）

第28条の3 裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき、一つの係に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、支部裁判事務調整委員会は、相当の期間その裁判官の係に対する事件の配付を全部若しくは一部停止し、又はその裁判官の係に係属する事件の全部若しくは一部を他の裁判官の係に移すことができる。

2 事件配付の停止を解除した後に、その裁判官の係の係属事件数が減少し、他の

裁判官の係との間に著しく不均衡が生じた場合には、支部裁判事務調整委員会は、調整のために必要な処置をとることができる。

3 配付された事件を当該係で処理することが相当でないときは、支部裁判事務調整委員会は、申出により、これを他の係に移すことができる。この場合には、直後に受け付けた新件で調整する。

(裁判事務の代理)

第29条 裁判事務について裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ岸和田支部長が定める順序により、他の裁判官が代理する。

2 岸和田支部の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

3 夏期休延期間中における代理関係は、岸和田支部の裁判官の協議によって定める。

(開廷日割)

第30条 岸和田支部の裁判官の開廷日割に関する事項は、同支部所属の裁判官及び岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の協議によって定める。

## 第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所

### 第1章 大 阪 簡 易 裁 判 所

(係の設置)

第31条 第1民事室に民事公判第1から第18まで及び第20から第24までの各係を、第2民事室に民事特殊事件係を、第3民事室に調停第1から第5までの各係を置き、刑事室に刑事公判第1及び第2の各係、略式係並びに令状係を置く。

(民事公判係の裁判官の配置及び開廷日割)

第32条 民事公判各係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第1のとおりとする。

(民事公判係の事務の分配)

第33条 民事公判係には、民事訴訟事件、民事少額訴訟事件、起訴前の証拠保全事件、民事共助事件（調停に関する共助事件を除く。）、当事者の合意による借地借家法第41条に定める事件及び意思表示の公示送達事件を配付する。

2 前項に規定する事件のうち、民事少額訴訟事件は、第17、第18及び第20の各係に順次配付する。

3 第1項に規定する事件のうち、民事少額訴訟事件を除くその他の事件は、各係に順次配付する。ただし、第17、第18及び第20の各係には、民事訴訟事件のうち、手形訴訟事件は配付しない。

なお、民事訴訟事件の配付の割合等は、民事公判係裁判官全員の協議により変更することができる。

4 相関連する事件は、同一の係に配付する。

5 相関連する事件が数個の係に係属していることが判明したときは、関係各係が協議の上、これを一つの係に集めることができる。

- 6 前2項の規定により関連事件を配付し、又は他に移した場合には、直後に受け付けた新件で調整する。
- 7 本案事件に関する各種申立事件は、本案事件の終結の前後を問わず、本案事件を担当する係に配付する。その係が現に存しないときは、第2項及び第3項の規定に準じて配付する。
- 8 手形訴訟異議事件は、原判決をした係に配付する。
- 9 民事少額訴訟異議事件は、原判決をした係に配付する。
- 10 再審事件は、原判決をした係に配付する。その係が現に存しないときは、第2項及び第3項の規定に準じて配付する。
- 11 差戻事件は、原裁判をした裁判官の所属する係を除く係に順次配付する。

(民事特殊事件係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)

第34条 民事特殊事件係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第2のとおりとし、同係に即決和解事件、公示催告事件、民事保全事件（本庁民事部に関する第5条第1項第12号に定める一般民事保全事件をいう。）、非訟事件（他の係の取扱中に生じ、その係が処理すべき過料事件を除く。）、民事訴訟法第385条第3項に定める支払督促申立て下処分に対する異議事件、同法第391条第3項に定める仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件、同法第394条第1項に定める不適法督促異議事件並びに民事執行法に定める少額訴訟債権執行事件に關し、執行裁判所としてすることができる裁判（以下「少額訴訟債権執行に關する事件」という。）を配付する。

- 2 前項の事件は、民事公判係裁判官及び調停係裁判官もこれを担当することができる。
- 3 各開廷日における事件の分担、配付の順序等は、民事特殊事件係裁判官及び前項により第1項の事件を担当することとなった民事公判係裁判官及び調停係裁判官全員の協議により決定し、又は変更することができる。

(調停係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)

第35条 調停各係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第3のとおりとする。

- 2 調停係には、民事一般調停事件、商事調停事件、宅地建物調停事件、交通調停事件、公害等調停事件、当事者の合意管轄による農事調停事件、特定調停事件及び調停に関する共助事件を配付する。
- 3 前項に規定する事件は、各係に順次配付し、第33条第7項の規定を準用する。ただし、事件の配付の割合等は、調停係裁判官全員の協議により変更することができる。
- 4 相関連する事件は、同一の係に配付する。
- 5 相関連する事件が数個の係に係属していることが判明したときは、関係各係が協議の上、これを一つの係に集めることができる。
- 6 前2項の規定により関連事件を配付し、又は他に移した場合には、直後に受け付けた新件で調整する。
- 7 夜間調停に関する事項は、別に定める「夜間調停等実施要領」の定めるところによる。

(調停主任)

第35条の2 第3民事室所属の裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任とする。

- 2 大阪簡易裁判所勤務の民事調停官を民事調停法第23条の3第2項、第7条第1項の調停主任とする。

(刑事公判係の裁判官の配置及び開廷日割)

第36条 刑事公判各係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第4のとおりとする。

(刑事公判係の事務の分配)

第37条 刑事公判事件（略式命令又は交通即決事件の裁判に対する正式裁判請求がされ、若しくは略式命令又は交通即決事件の請求を不適法又は不相当と認めて検察官に通知し、公判事件として立件された事件（以下、これらを総称して「刑

事正式裁判事件」という。)を除く。), 刑の執行猶予取消請求事件及び嘱託事件は、第6項の場合を除き、各係に順次配布する。

- 2 刑事正式裁判事件は、第6項の場合を除き、各係に順次配付する。
- 3 相関連する事件は、同一の係に配付する。
- 4 相関連する事件が数個の係に係属していることが判明したときは、関係各係が協議の上、これを一つの係に集めることができる。
- 5 前2項の規定により関連事件を配布し、又は他に移した場合には、直後に受け付けた新件で調整する。
- 6 事件を配付するに当たり、当該係裁判官がその事件につき勾留状の発付その他の勾留に関する処分をし、又は略式命令に関与し、若しくは少年法第17条、第20条若しくは第43条の処分をしたものであるときは、その事件を他の係に配付し、直後に受け付けた新件で調整する。
- 7 本案事件に関する各種申立事件は、本案事件の終結の前後を問わず、その本案事件を担当する係に配付する。ただし、勾留に関する処分（求令状事件並びに勾留理由開示及び勾留取消しの請求事件を除く。）及び麻薬特例法第5章の保全に関する処分は、本案事件の第1回公判期日前においては、本案事件の係裁判官の代理裁判官に配付する。
- 8 差戻事件及び再審請求事件は、原裁判をした裁判官の所属する係を除く係に順次配付する。
- 9 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務は、各係で順次処理する。

(略式係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)

第38条 略式係を普通略式係と交通即決略式係に分け、各係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第5の(1)及び(2)のとおりとする。

- 2 交通即決略式係には、交通即決事件及び交通待命（切符）略式命令事件を配付し、普通略式係には、交通待命（切符）略式命令事件を除く略式命令事件を配付

する。

3 各開廷日における事件の分担、配付の順序等は、各略式係の裁判官全員の協議により決定し、又は変更することができる。

(令状係の裁判官の配置、開廷日割及び事務分配等)

第39条 令状係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第6のとおりとし、同係に、第4項及び第5項に定める場合を除き、各種令状請求事件、証拠保全請求事件、刑事訴訟法第430条による準抗告事件及び求令状事件並びにこれらの事件に付随する処分事件を配付する。

2 各開廷日における事件の分担、配付の順序等は、令状係裁判官及び本庁刑事部の令状部の裁判官全員の協議によって定める。

3 第1回公判期日前の勾留理由開示又は勾留取消しの請求は、次の区分に従って処理する。

- (1) 令状係裁判官がその勾留状を発付した場合には、令状係裁判官
- (2) 令状係裁判官以外の裁判官がその勾留状を発付した場合には、公訴提起前は令状係裁判官、公訴提起後は刑事公判係裁判官の代理裁判官

4 勤務時間外に受理した令状請求事件及び勾留に関する処分は、日直裁判官又は宿直裁判官が処理する。

5 勤務時間外に受理した刑事訴訟法第430条による準抗告事件の処理に関する事項は、第18条第3項に規定する裁判官が協議して定める。

6 大阪簡易裁判所の裁判官は、宿直当番中に限り、大阪簡易裁判所以外の大地方裁判所管内の簡易裁判所の裁判官の職務をも行うものとする。

(略式係と令状係の事件分担の特則)

第40条 令状係裁判官は第38条第2項の事件を、略式係裁判官は第39条第1項の事件を、それぞれ担当することができるものとし、その担当の順序及び期間等は、両係の裁判官が協議して定める。

(事件配付の停止等)

第41条 裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき、一つの担当係に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、大阪地方裁判所の裁判部事務等検討委員会は、相当の期間その係に対する事件の配付を全部若しくは一部停止し、又はその係に係属する事件の全部若しくは一部を他の係に移すことができる。

2 事件配付の停止を解除した後に、その係の係属事件数が減少し、他の係との間に著しい不均衡が生じた場合には、大阪地方裁判所の裁判部事務等検討委員会は、調整のために必要な処置をとることができる。

3 配付された事件を担当係で処理することが相当でないときは、大阪地方裁判所の裁判部事務等検討委員会は、申出により、これを他の係に移すことができる。この場合には、直後に受け付けた新件で調整する。

(裁判事務の代理)

第42条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。

(1) 民事公判係の裁判官に差し支えがあるときは、次のとおり相互に代理する。なお、第20係の裁判官に差し支えがあるときは、第18係の裁判官が代理する。

第1係と第4係

第2係と第6係

第3係と第5係

第7係と第10係

第8係と第9係

第11係と第12係

第13係と第14係

第15係と第16係

第17係と第18係

第21係と第22係

## 第23係と第24係

- (2) 刑事公判係の裁判官に差し支えがあるときは、第1係と第2係が相互に代理する。
- (3) その他各係裁判官に差し支えがあるときは、その係裁判官全員の協議によつて代理する。
- (4) 緊急の必要のため、前3号の規定によることができないときは、大阪地方裁判所長が指名する裁判官が代理する。
- (5) 夏期休廷期間中における代理関係は、大阪簡易裁判所の裁判官の協議によつて定める。

(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)

別表5

大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割

第1 民事公判係

第1係(月水金)	裁判官	茶 谷 隆 夫
	"	山 本 猛
第2係(月水金)	"	佐 伯 公 正
第3係(月水金)	"	竹 内 満 彦
第4係(月火木)	"	長谷川 卓 司
	" (兼)	山 本 猛
第5係(月火木)	"	松 本 澄 清
第6係(月火木)	"	宇都宮 庫 敏
第7係(月水金)	"	増 田 輝 夫
	" (代行)	谷 川 佳 史
第8係(木)	"	近 藤 哲
	"	巽 信 裕
第9係(水金)	"	石 川 満
	" (兼)	巽 信 裕
第10係(月火木)	"	小 林 司
第11係(月水金)	"	神 谷 義 彦
	"	川 副 勝 巳
第12係(月火木)	"	武 知 哲 也
	" (兼)	神 谷 義 彦

第13係（月水金）	"	平田 学
第14係（月火木）	"	三浦 恵
第15係（月火木）	"	中山一馬
	"	山根 和彦
第16係（月水金）	"	勝川好夫
	" (兼)	山根和彦
第17係（月火木）	"	新屋眞宏
第18係（月水金）	"	辰巳晃
第20係（月火木）	"	武田雄二郎
第21係（月水金）	"	瀧川勝子
第22係（月火木）	"	岡田幹雄
第23係（月水金）	"	三瀬英祐
	" (兼)	保田将司
第24係（月火木）	"	柏木富美夫
	"	保田将司

## 第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）

裁判官（兼）	北川 清
"	佐伯美保
"	辻本利雄
"	西嶋一恵
"	町井康清
"	松野勝徳
" (兼)	新屋眞宏
" (兼)	武田雄二郎
" (兼)	辰巳晃

## 第3 調停係（毎日）

第1係	裁判官	西 前 行 雄
第2係	"	榎 丈 滋
第3係	"	神 山 義 規
		小 川 親 治
第4係	"	木 花 弘
第5係	"	福 田 人 美

#### 第4 刑事公判係

第1係 (月水木)	裁判官	(兼) 西 山 明
第2係 (月水木)	"	的 場 純 男

#### 第5 略式係 (毎日)

(1) 普通略式係	裁判官	西 山 明
"	(兼)	伊 藤 知 広
"	(兼)	佐 藤 有 司
"	(兼)	塩 山 孝 三
"	(兼)	竹 内 正 浩
"	(兼)	辻 秀 樹
"	(兼)	的 場 純 男
"	(兼)	三 木 健 治
(2) 交通即決略式係	裁判官	岡 平 耕 治
"		高 山 尚 之

#### 第6 令状係 (毎日)

裁判官	(兼)	村 越 一 浩
"	(兼)	栗 原 保
"	(兼)	渡 部 五 郎
"	(兼)	船 戸 宏 之
"	(兼)	南 うらら

// (兼) 本 多 進  
// (兼) 伊 藤 圭 子  
// (兼) 坂 本 達 也  
// (兼) 小 菅 哲 聖  
// (兼) 澤 口 舜  
// (兼) 道垣内 正 大  
// (兼) 牧 野 賢  
// 伊 藤 知 広  
// 佐 藤 有 司  
// 塩 山 孝 三  
// 竹 内 正 浩  
// 辻 秀 樹  
// 三 木 健 治  
// (兼) 西 山 明  
// (兼) 的 場 純 男

## 第2章 堺簡易裁判所

(裁判事務の分配)

第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

裁判官 河合裕行

民事訴訟事件の3分の1

民事少額訴訟事件の3分の1

少額訴訟債権執行に関する事件の3分の1

督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）

公示催告事件

即決和解事件

民事過料事件

民事保全事件の10分の3

民事雑事件の3分の1

刑事公判事件

交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の10分の1

刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）

交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件

刑事雑事件の3分の1

裁判官 木崎正

民事訴訟事件の3分の1

民事少額訴訟事件の3分の1

少額訴訟債権執行に関する事件の3分の1

民事調停事件の 20 分の 3

民事保全事件の 10 分の 3

民事雑事件の 3 分の 1

交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 3

交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の 10 分の 9

刑事雑事件の 3 分の 1

他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁 判 官 前 多 誠 次

民事訴訟事件の 3 分の 1

民事少額訴訟事件の 3 分の 1

少額訴訟債権執行に関する事件の 3 分の 1

民事調停事件の 20 分の 17

民事保全事件の 10 分の 4

民事雑事件の 3 分の 1

交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 2

刑事雑事件の 3 分の 1

裁 判 官 （兼）橋 本 都 月

民事保全異議及び取消事件

2 堺簡易裁判所の裁判官は、日直当番中に限り、堺簡易裁判所以外の大坂地方裁判所管内の簡易裁判所の裁判官の職務をも行うものとする。

（事件配付の停止等）

第 44 条 堺簡易裁判所において、事件の全部又は一部の配付の停止、事件の配付替え、その他前条の規定と異なる処置をとる必要が生じたときは、大坂地方裁判

所の支部裁判事務調整委員会は、申出により、必要な処置をとることができる。

(裁判事務の代理)

第45条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。

- (1) 堺簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ堺支部長が定める順序により、他の裁判官又は堺支部の裁判官が代理する。
- (2) 緊急の必要のため、前号の規定によることができないときは、堺支部長が指名する裁判官が代理する。
- (3) 堺簡易裁判所及び堺支部の裁判官が代理することができないときは、大阪地方裁判所長が指名する裁判官が代理する。
- (4) 夏期休庭期間中における代理関係は、堺簡易裁判所の裁判官の協議によって定める。

(開廷日割及び日直)

第46条 堺簡易裁判所の裁判官の開廷日割及び日直に関する事項は、堺支部所属の裁判官及び堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の協議によって定める。

### 第3章 岸和田簡易裁判所

(裁判事務の分配)

第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

裁判官 川西敏博

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の2分の1

民事調停事件の2分の1

督促事件（支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）

公示催告事件

民事過料事件

民事保全事件の 2 分の 1

民事雑事件の 2 分の 1

刑事公判事件

刑事略式命令事件

交通待命（切符）略式命令事件

他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁 判 官 村 岡 寛

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 2 分の 1

民事少額訴訟事件

民事調停事件の 2 分の 1

民事保全事件の 2 分の 1

即決和解事件

少額訴訟債権執行に関する事件

民事雑事件の 2 分の 1

刑事正式裁判事件

令状事件

更生保護法第 52 条第 6 項の規定による特別遵守事項の設定又は変更

に関する求意見に係る事務

他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件

（事件配付の停止等）

第 48 条 岸和田簡易裁判所において、事件の全部又は一部の配付の停止、事件の配付替え、その他前条の規定と異なる処置をとる必要が生じたときは、大阪地方裁判所の支部裁判事務調整委員会は、申出により、必要な処置をとることができる。

(裁判事務の代理)

第49条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。

- (1) 岸和田簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ岸和田支部長が定める順序により、他の裁判官又は岸和田支部の裁判官が代理する。
- (2) 緊急の必要のため、前号の規定によることができないときは、岸和田支部長が指名する裁判官が代理する。
- (3) 岸和田簡易裁判所及び岸和田支部の裁判官が代理することができないときは、大阪地方裁判所長が指名する裁判官が代理する。
- (4) 夏期休廷期間中における代理関係は、岸和田簡易裁判所の裁判官の協議によって定める。

(開廷日割)

第50条 岸和田簡易裁判所の裁判官の開廷日割は、岸和田支部所属の裁判官及び岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の協議によって定める。

第4章 その他の簡易裁判所

(裁判官の配置及び事務の分配)

第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。

(1) 大阪池田簡易裁判所

裁判官 渡邊眞司

民事事件

代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁判官(代行)三木健治

刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)

刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件

(2) 豊中簡易裁判所

裁 判 官 神 野 章

民事事件

刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）

代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件

裁 判 官（代行）渡 邊 真 司

神野裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件

刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件

(3) 吹田簡易裁判所

裁 判 官 白 崎 省 吾

民事訴訟事件の 2 分の 1

調停事件の 3 分の 2

民事訴訟事件及び調停事件を除くその他の民事事件

刑事公判事件

池浦裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件

裁 判 官 池 浦 浩 之

民事訴訟事件の 2 分の 1

調停事件の 3 分の 1

刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）

略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件

(4) 茨木簡易裁判所

裁 判 官 宮 本 初 美

民事訴訟事件の 3 分の 2

民事訴訟事件を除くその他の民事事件

代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁 判 官 (代行) 池 浦 浩 之

民事訴訟事件の 3 分の 1

刑事公判事件

刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）

刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件

(5) 東大阪簡易裁判所

裁 判 官 大 迫 隆 二

民事事件の 2 分の 1

刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）  
の 2 分の 1

刑事正式裁判事件以外の刑事事件の 2 分の 1

裁 判 官 仙 波 啓 次

民事事件の 2 分の 1

刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）  
の 2 分の 1

刑事正式裁判事件以外の刑事事件の 2 分の 1

(6) 枚方簡易裁判所

裁 判 官 西 田 文 則

民事訴訟事件の 3 分の 1

民事少額訴訟事件の 2 分の 1

民事調停事件の 2 分の 1

民事過料事件の 2 分の 1

民事保全事件の 2 分の 1

令状事件の 5 分の 2

刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）

の 2 分 の 1

刑事正式裁判事件以外の刑事事件の 2 分 の 1

裁 判 官 森 本 幸 治

民事訴訟事件の 3 分 の 1

民事少額訴訟事件の 2 分 の 1

民事調停事件の 2 分 の 1

民事過料事件の 2 分 の 1

民事保全事件の 2 分 の 1

令状事件の 5 分 の 2

刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）

の 2 分 の 1

刑事正式裁判事件以外の刑事事件の 2 分 の 1

裁 判 官（代行）佐 伯 美 保

民事訴訟事件の 3 分 の 1

即決和解事件

督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立  
却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法  
督促異議事件）

民事特殊事件（民事保全事件を除く。）

令状事件の 5 分 の 1

#### (7) 富田林簡易裁判所

裁 判 官 荏 谷 誠

民事事件

代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁 判 官（代行）大 家 嘉 朗

刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）

刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件

(8) 羽曳野簡易裁判所

裁判官 大家嘉朗

民事事件

代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁判官（代行）竹内正浩

刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）

刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件

(9) 佐野簡易裁判所

裁判官 中村浩之

民事事件

代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件

裁判官（代行）川西敏博

刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）

刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件

（事件配付の停止等）

第51条の2 各簡易裁判所において、事件の全部又は一部の配付の停止、事件の配付替え、その他前条の規定と異なる処置をとる必要が生じたときは、大阪地方裁判所の裁判部事務等検討委員会は、申出により、必要な処置をとることができる。

（裁判事務の代理）

第52条 裁判事務について第51条の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあると

きは、在庁する他の裁判官が代理し、裁判官全員に差し支えがあるときは、別表6の左欄に掲げる裁判所の裁判官の職務を右欄に掲げる裁判所の裁判官（複数の裁判官が配置されている簡易裁判所においては、その司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官）が代理する。

- 2 前項の規定により代理すべき裁判官に差し支えのあるときは、大阪地方裁判所長が指名する裁判官が代理する。
- 3 吹田簡易裁判所、東大阪簡易裁判所及び枚方簡易裁判所の夏期休廷期間中における代理関係は、各簡易裁判所の裁判官がそれぞれ協議して定める。  
(開廷日割)

第53条 各簡易裁判所の開廷日割は、それぞれの簡易裁判所が定める。

(第5編(管内簡易裁判所) 第4章第52条第1項)

別表6

管内簡易裁判所の裁判事務の代理順序

府名	代理府(左から順に代理する。)
大阪池田簡易裁判所	豊中簡易裁判所、大阪簡易裁判所
豊中簡易裁判所	大阪池田簡易裁判所、大阪簡易裁判所
吹田簡易裁判所	大阪簡易裁判所
茨木簡易裁判所	吹田簡易裁判所、大阪簡易裁判所
東大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
枚方簡易裁判所	大阪簡易裁判所
富田林簡易裁判所	羽曳野簡易裁判所、大阪簡易裁判所
羽曳野簡易裁判所	富田林簡易裁判所、大阪簡易裁判所
佐野簡易裁判所	岸和田簡易裁判所

## 第 6 編 司法行政事務の代理順序

### (司法行政事務の代理)

第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	裁 判 官	森 純 子
第2順位	裁 判 官	北 川 清
第3順位	裁 判 官	村 越 一 浩

2 堺支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	裁 判 官	井 田 宏
第2順位	裁 判 官	武 田 義 徳
第3順位	裁 判 官	安 永 武 央

3 岸和田支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	裁 判 官	村 田 龍 平
第2順位	裁 判 官	小 倉 真 樹

4 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務は、その部に属する裁判官が、第2編別表1、第3編別表3又は第4編第24条記載の順序により、代理する。

5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	裁 判 官	近 藤 哲
第2順位	裁 判 官	神 山 義 規

6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 裁判官 河合裕行

第2順位 裁判官 前多誠次

7 岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。

裁判官 村岡 寛

8 吹田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。

裁判官 池浦浩之

9 東大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。

裁判官 仙波啓次

10 枚方簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

裁判官 森本幸治

11 第51条の各簡易裁判所のうち、吹田簡易裁判所、東大阪簡易裁判所及び枚方簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、司法行政事務について、配置されている他の裁判官が代理する。

12 緊急の必要のため、前11項の規定によることができないときは、大阪地方裁判所長は、適宜代理者を指名することができる。

## 附 則

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

2 この規程施行の際に係属中の事件は、その部又は係が処理する。

3 新件は、前年度の最後に事件を配付した部、係又は係裁判官の次の部、係又は係裁判官から、順次配付する。

附 則

この規程は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月11日から施行する。